

## ○対象になる方

- ・ B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者である方
- ・ 指定医療機関で肝がん・重度肝硬変の対象医療を受けている方
- ・ 国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入している方
- ・ 過去2年間（24ヶ月）で、高額療養費の基準額を超える月が1回以上ある方
- ・ 次の年齢区分に応じて、それぞれの階層区分に該当する方（年収約370万円以下）

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する方
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担額の割合が2割とされている方
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている方

## ○助成の申請手続き

対象者の方が助成を受けるためには、都道府県に申請を行い、給付の承認を受ける必要があります。給付が承認されると、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（以下「参加証」）が交付されます。

申請に必要な書類は、年齢と階層区分により変わりますので、お住まいの都道府県、もしくは総合相談室までお問い合わせください。

## ○参加証が交付されたら

参加証が交付されたら、医療機関に提示ください。入院と通院で医療費が助成される方法が異なります。

入院の場合	医療機関窓口で自己負担額が1万円になります
通院の場合	後日払い戻し（償還払い）で自己負担額が1万円になります。

★他にも肝炎の方が利用できる制度があります。お困りの際には、お気軽に総合相談室までお声かけください。

患者支援センター 総合相談室 社会福祉士 倉橋慎太郎

